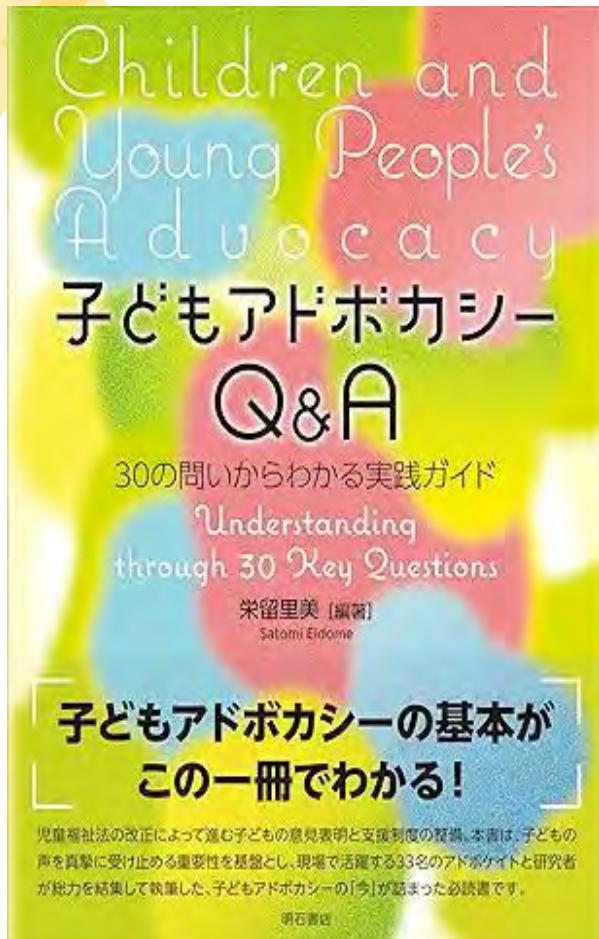


一時保護と子どもアドボケイト



講師

- 栄留里美 (Satomi Eidome)
西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授
博士 (社会福祉学) ・社会福祉士・保育士
- 子どもアドボカシー学会副会長
N P O 法人子どもアドボカシーセンター
OSAKA 理事
アドボケイト団体スーパーバイザー
一般社団法人子どもアドボカシーセンターミやぎ
一般社団法人子どもの声からはじめよう (東京) 他

2019年12月 - 2021年5月 厚生労働省 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム構成員

本の詳細について
はこちらから



講話の流れ

- ①一時保護で生活する子どもたち
- ②一時保護所における実践例
- ③アドボケイトを利用した子どもの調査

注意点

まとめ おわりに

一時保護と子どもの人権

- ・一時保護とは親からの虐待などによって子どもが家庭で暮らせない状況が発生した場合に、一時保護所などで一時的に生活
- ・2021年度；1年間で2万6358件が「児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数」として計上されています（厚生労働省 2023）。
- ・一時保護は親からの暴力などから守られる一方で、親からの連れ去りを防ぐという理由で通学や通信など多くの制限を受けることがあります。そして今後どうなるかという不安がある時期になります。また一時保護護所が「刑務所みたい」（朝日新聞2019）という報道等があったように、集団生活を維持するために管理体制が厳しい側面もあります。

一時保護：権利の回復とともに制約していることがある

児童相談所・市町村・施設 子どもの権利擁護の「最後の砦」

一時保護所

居住・移動の自由の制約

教育を受ける権利

・施設等

生活上のルールを守らせること

通信の制限

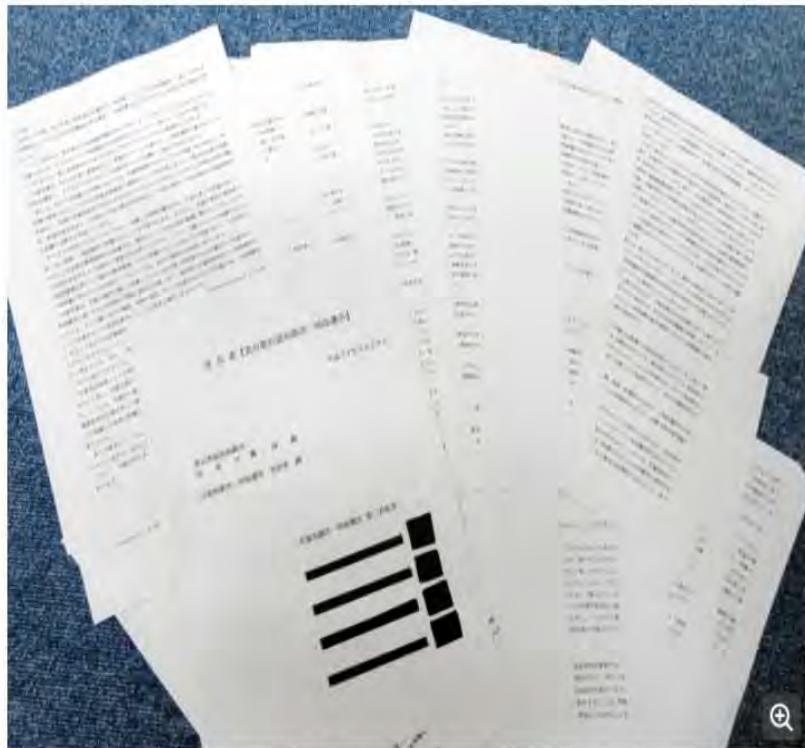
浜田真樹氏 (2022)

『日本の児童相談所日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・過去・未来』 明石書店 p 22

保護された子、会話も笑顔も許されず 「まるで刑務所」

🔒 有料会員記事

山内深紗子、編集委員・太久保真紀 2019年7月18日 5時00分



第三者委員会がまとめた40ページに及ぶ意見書。委員の名前は黒塗りだったが、あとはすべて開示された

家にいるのがつらくてここに来たはずなのに——。東京都の児童相談所の一時保護所について第三者委員がまとめた意見書には、厳しい管理ルールについての嘆きが多く記された。

「一時保護所に行くぐらいなら死ぬ」

東京都第三者委員がまとめた 意見書に記載された、子どもたちの声 朝日新聞 2019年7月18日記事より

- 閉じ込められて、外に出られず、外の様子もわからず、親や友だちとも連絡も取れず、学校も行けず、家族とも会えず、見通しも不明のまま、知らない大人に早く寝ろ、早く起きろとしかられ、自分の物ではない服を着て過ごし、そのような状態で何ヶ月もいるのは、頭がおかしくなりそう」
- 「刑務所みたいで、感情をなくし、脱走してしまいたくなる。職員は外に出られるからいいけど。なぜ子どもだけが自由を奪われるのが。いつ出られるとか、いつ親に会えるとか、事前に見通しを伝えてもらえるだけで少しは頑張れる。職員付きでもいいから、学校とか、外出させてほしい。せめて体育館で遊べる時間を作ってほしい。ここでは静かにしろの一点張りで、皆が暴れるのもわかる」
- 「ここは自由が何もない。着る服も決められて、私物もとられてしまう。弁護士の先生もここで携帯電話を取り上げられて24時間生活してみるといいよ。気が狂うから」
- 「家がきつくてここにきたはずなのにここがきつすぎる」
- 「虐待されてきてるのにまず反省を求めるのは……」
- 「安全だけど安心ではない」
- 「新しく入った子が話しかけてくるが怒られるので無視しなければいけない。でも本当は自分も話したい」
- 「ニコニコしているだけで『何ニコニコしてるの?』と言われて、笑うこともできないんだと思った」
- 「百人一首の話をしていたら職員がしゃべるなど注意していた」
- 「テレビも食事も無言でいるのはさみしい悲しい」
- 「着替えのときなどに子ども同士で『目を合わせないように』『後ろを向くように』と言われ、下を向いていた」
- 「ルールが必要なのはわかるけど刑務所みたい」
- 「大人同様の人間として扱うなら対等に接してほしい」
- 「子どもとして扱うならきちんと保護してほしい」

運営基準

- ・一時保護所改革～2024年3月には一時保護施設の運営基準も設けられました。
- ・運営基準には、「正当なく、児童の権利を制限してはならない」（第10条1項）、権利擁護や子どもの意見・意向を尊重した支援の実施、研修の機会の確保（第17条2項）など盛り込まれました。

近年の子どもの意見表明権にまつわる 国内法

- ・ 2022年6月、こども基本法の成立
- ・ →意見表明・社会参画の権利法制化
- ・ ●2022年6月児童福祉法改正—子どもの意見聴取等措置の義務化
 - ・意見表明等支援事業の努力義務化 子どもの権利の環境整備 →施行は2024年4月

こども大綱（2023）

意見表明・意見形成支援の明文化 p 10

「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」

虐待を理由に一時保護されるなどした子どもの声を聞き、周囲に伝えるのを手助けする「意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の配置事業を

今年度、児童相談所を設置する全79自治体のうち約8割に当たる61自治体が実施することが、毎日新聞の調

査で明らかになった。子どもの意見表明権を保障する取り組みの一環として、今年4月に施行された改正児童福祉法で自治体の努力義務となつた。

虐待を理由に一時保護されるが、子どもの声を聞き、周囲に伝えるのを助ける「意見表明支援」(子どもアドボケイト)、配置事業を今年度、児童相談所を設置する全70自

体のうち約8割に当たる61自治体が実施することが、毎日新聞の調査で明らかになつた。子どもの意見表明権を保障する取り組みの一環として、今年4月に施行された改正児童福祉法で、治体の努力義務となつた。同法は「家に帰りたくない」と児相に訴えていた毛葉県野田市的小学4年の女

件などを受け改正された。2010～2011年に「期待死した事実」が時保護を解消されて、児相には、子どもの「時保護や施設の入退所などを決める際に本人の意見を聞くべき」と義務付けた。ただし、子どもが一人で意見をまとめていたり、伝えたうるのはめで難しこともあるため、児相から独立して子どもの側

一時保護中に「意見表明支援事業」を実施する児童相談所設置自治体

北海道、岩手、宮城、茨城、群馬、神奈川、富山、福井、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄	道県
名古屋、大阪、北九州、熊本	政令市
横須賀、明石、奈良	中核市
港、中野、豊島、荒川、板橋、葛飾、江戸川	東京23区
埼玉、千葉、東京、岐阜、三重、京都、大阪、岡山、広島、山口、香川、高知、鹿児島	都府県
札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、岡山、神戸、堺、広島福岡	政令市
世田谷	東京23区

*実施時期は2004年中程度

11月～
保護中の業を実感設置して
は815すねた。
から実業た40自以上にいた
ての子たのは、治体もを対
自治体事業の修を受
間の非で最も

自治体の委託で子どもアドボケイトを派遣している民間団体の多くは、2020年以降に設立されたり、新たにアドボケイトの養成に取り組み始めたりした。急ピッチで養成が進んでいるが、人材確保や独立性の担保、関係者への周知が課題となっている。21年以降、べつ1000人以上の養成に関わってきた子どもアドボケイター学会（堺市）では、英国やカナダの取り組みを参考に、独自のカリキュラムを作成。演説などを含めて60時間以上となる養成講座を、各地の民間団体などと共に催して開く。奥村「『美事務局長』（63）は「弁護士や社会福祉士などの資格を持つ人もいるが、子どもに关心のある市民の受講が多い」と指摘する。この指針は、アドボケイトの要件を「都道府県などが適当と認める研修を修了する」と規定している。民間団体のほか、個人や専門職の団体についても、学会の講座修了を

人材、独立性、予算 課題多く

2024年度中の 「意見表明支援事業」 実施が難しい主な理由

| 意見表明支援員派遣の
委託先が見つからない

8自治体

他に子どもの意見を聞く体制を整える

4自治体

| 予算のめどがたたない

3自治体

Journal of Health Politics

分担

が少くない。福岡市のNPO法人全国子どもアドボカシー協議会も昨年以降、民間団体と共に連絡会議を開き、延べ約300人が参加した。自治体や民間団体を対象に、事業を始めたための相談にも力を貸す。今月には、「専門家による子どもアドボケイトの活動の手引きをまとめて、無料で配布を始めた。

ただ、毎日新聞の調査では、児童相談所を設置する自治体のうち秋田県と金沢市など8自治体が、委託先がないため今年度は事業が実施できないと回答。地域によっては人材確保がハードルとなつていいことがうかがえる。

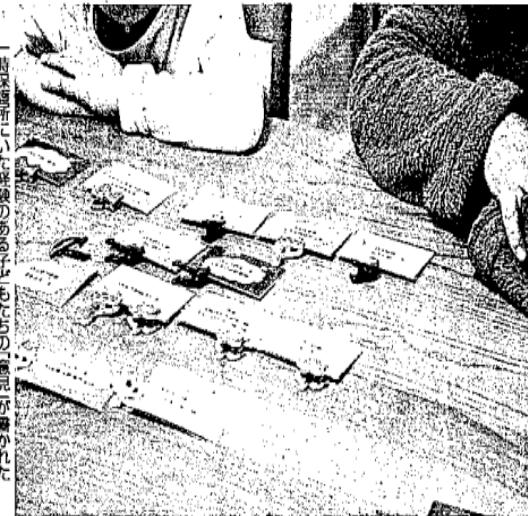
岡山市は「適当な民間団体勧め譲りに委託する。国との非常針は「独立性が求められるため、児相職員が担うことは想定されない」としているが、担当者は「非常勤を内部の職員とみるかは判断が分かれるので」と説明する。神奈川県は「委託がない」として、独自に児相OBなどを養成。県子ども家庭課長をトップとする事業実施のためのセンターを開設して派遣まで貢献して抱つており、同じく自治体組織である児相から独立しているとは言い難い状況だ。

アドボケイトの活動資金も十分とはいえない。国の補助制度で事業費は最大約120

半分ずつ負担する。人口100万人で10児相を払京都も、同30万人で15兵庫県明石市も一律だ。ない分は自治体の持ち山なる。調査でも、意見董援の対象になる子どもがされている自治体が約半り、「事業規制が予算達成状況により左右されてしまう」（群馬県）と懸念本上がる。

また、自治体がアドバイストの費用を負担するのに独立性を侵すといふ疑問が残る。全て国が監視して実施しないと児相側は合な意見表明支援が全く期待できない。今一つは「いつかやるから」と

子どもが声上げるため



カードを「アドボケイト(右)と一緒に戸川区児童相談所の一時保護所で3月

見る小学生＝東京都江

虐待などを理由に児童相談所の支援を受けていた子どもから、話を聞く事業が、児童相談所(子ども)アドボケイト(=小川の先生)が運営する。毎日新聞の調査で、体の約8割に広がっていることが明らかになった。子どもが声を上げやすい環境をどうつくるのか。課題は何か。

3月下旬、東京都江戸川区の一時保護所を訪れた子31枚に、一枚ずつ違う言葉どもアドボケイトの小川先生が書かれていた。

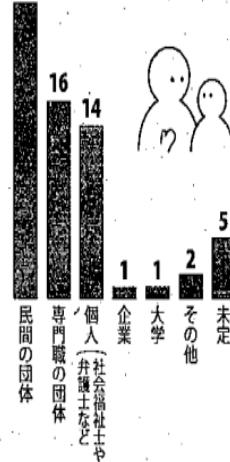
「さん(3歳)は、小川の男児にカーデの束を手渡した。「これで一緒にかるたをしよう!」。色とりどりの一時保護されていた子ども

てほしい」「家に帰れない」「家族から離れて暮らしたい」……。いずれも過去に

民間、専門、個人 幅広く委託

意見表明支援員派遣の委託先

24(自治体)



はじめ背もたれに寄りかかっていた男児は、少しうつ身を乗り出し、「パン」と音を立てて机に手を伸ばした。遊んでいた所で、手を伸ばしたのを白分の気持ちはに合うる枚を選んで、理由を口にした。

アドボケイトは英語で「擁護者」代弁者を意味する。子供の話を聞き、子どもの側に立って周囲に堅持して話を伝えるのを手助けする。児相と利害関係のない人が務め、子どもが伝えることを望まなければ聞いた話は特に秘密を守る。

一般社団法人「子どもの声からはじめよう」(東京都)には44人のアドボケイトが所属。江戸川区の時保護所には2021年から毎週23歳度は2020年にながら、その間は児相職員などに希望するものだけと見識をもつて毎月会議を開いて意見を交換する。過去には、お世話を希望した人に手紙を書いたり、希望した人にどもが学校以外と連絡を取るのは難しいとされる児相は子どもの意見を止めて安全に問題を解決する。渡して「それたどいさんは「自分に関する本題の力を取り戻すを実現できる環境

CU
クローズアップ

0万円とされ、国と自治
400万人で同30万人で1人
京都都、兵庫県明石市も一律だ。
ない分は自治体の持ぢら
れる。調査でも、意見を
握る対象になる子どもが
されていいる自治体が約
り、「事業規模が予費賃
状況により左右されず
う」(群馬県)と懸念を
上がる。
また、自治体がアドボ
クトの費用を負担すること
に「独立委託を優先」として
疑問が残る。全て国が合
ての意見表明しないと見相
合せの意見支援が受け
か期待できない。(平
区)との指摘もある。
アドボケイ特の役割」
て、「児相や児童養護施
設などの関係者において
十分には浸透していない
いう声も複数上がった。
さんは「大人が確認しな
と聞き出すのではなく

アドボケイト(代弁者)

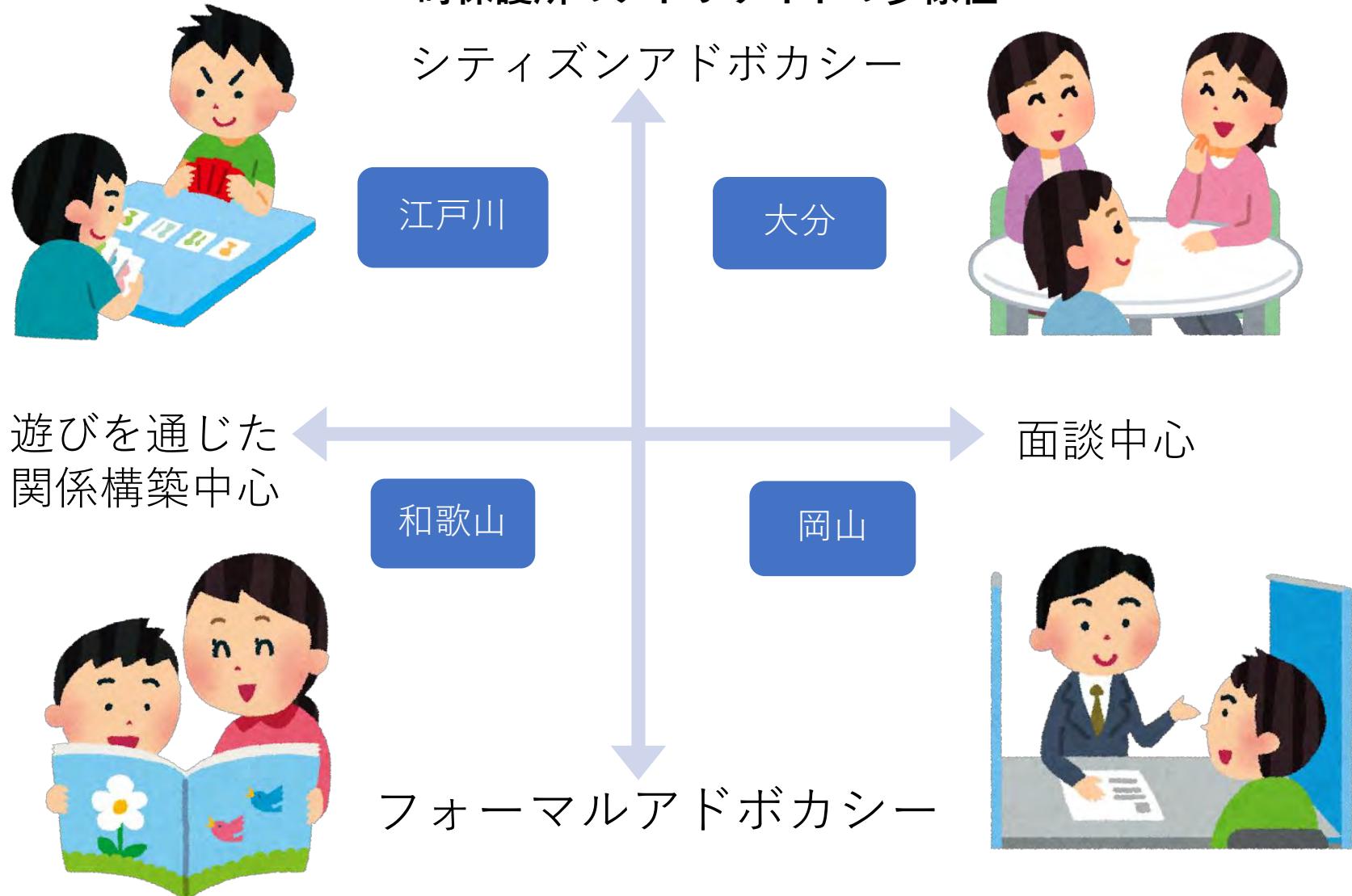


児童相談所・施設など

一時保護所のアドボケイト動画できました



自治体によって実施方法は違いますか？ 一時保護所のアドボケイトの多様性



アドボカシーのプロセス





出所 川瀬信一 (2023:19)

いま、どんなきもち？

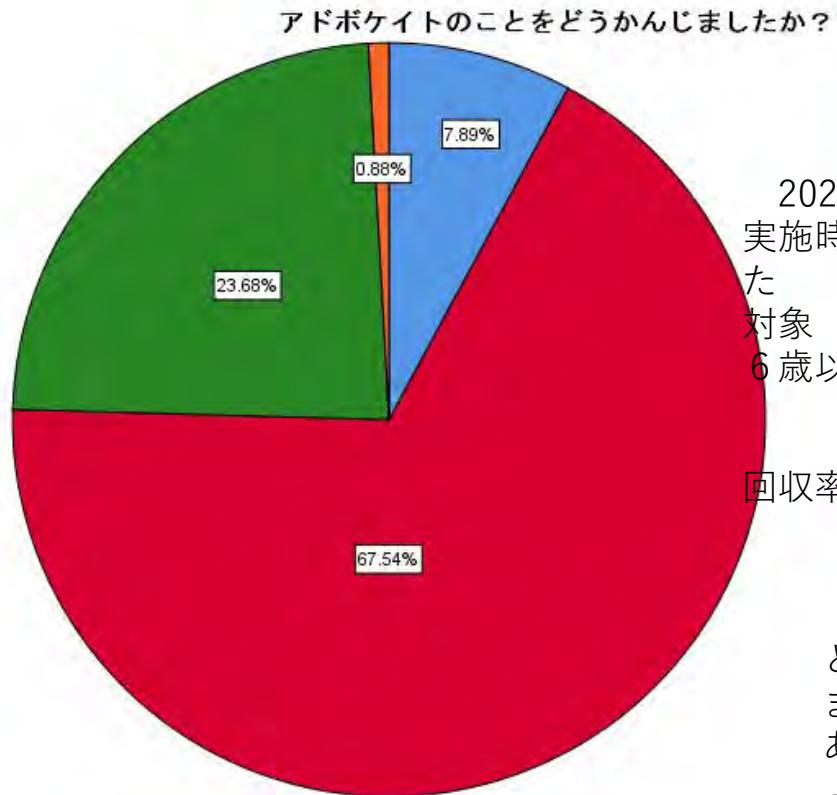


いま、どんなきもち？₂



大阪府人権教育研究協議会

大阪府人権教育研究協議会



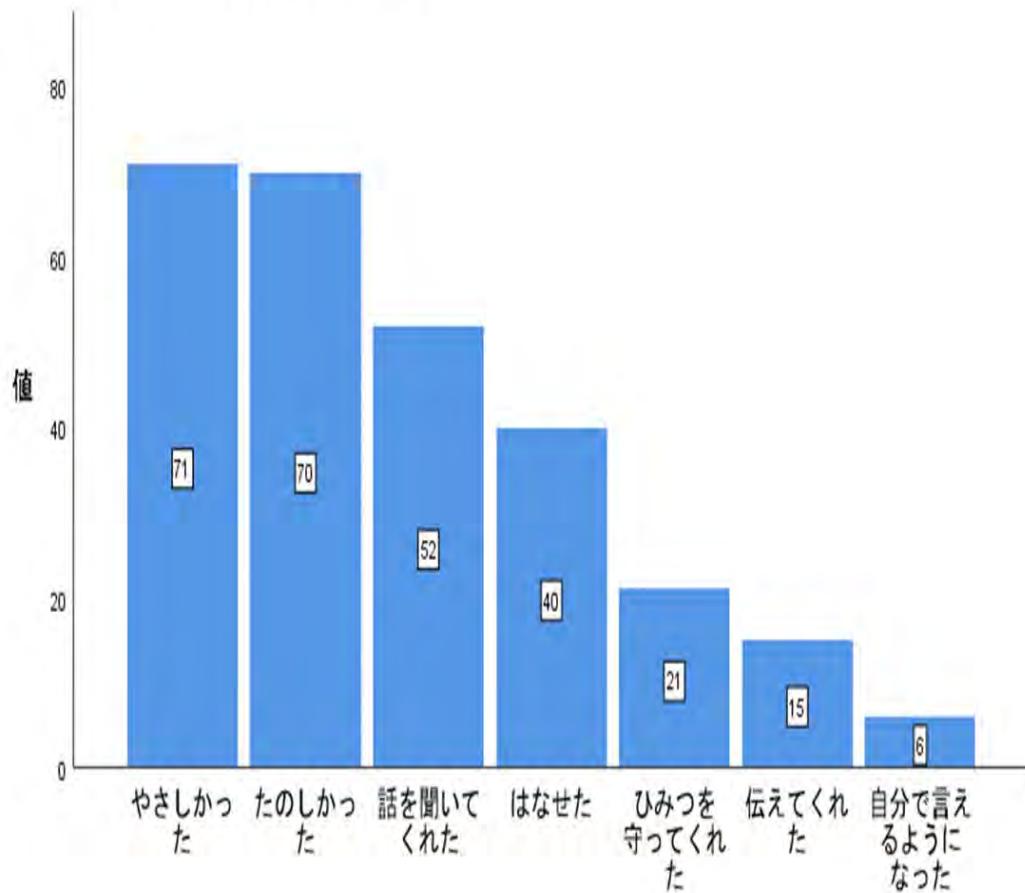
- 無回答
- とてもよかったです
- まあまあよかったです
- よくなかった

2021年12月～2022年11月 1年間
 実施時期 退所時のアンケートと同時に実施してもらった
 対象 A区児童相談所 1週間以上一時保護所で生活した
 6歳以上

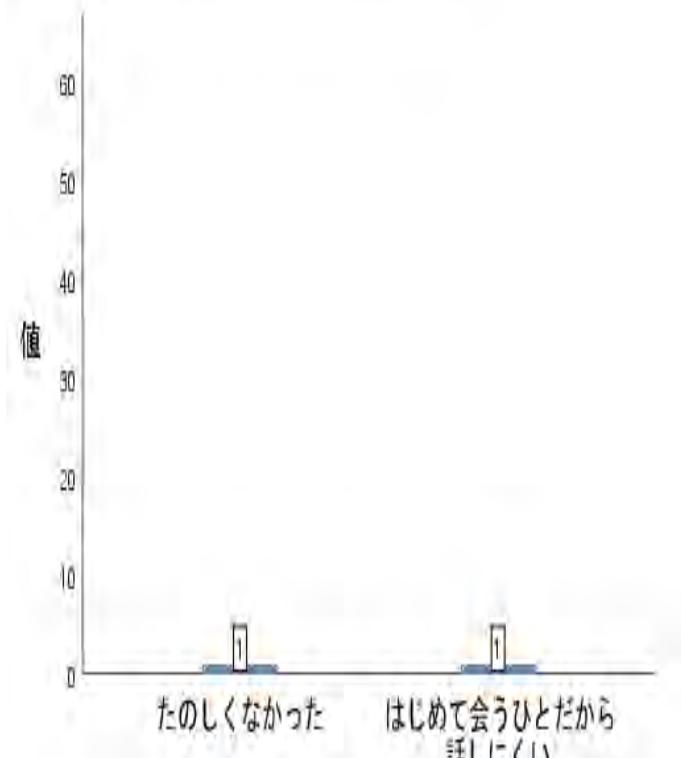
114名

回収率 100% .

とてもよかったです・まあまあよかったですの理由



あまりよくなかった・よくなかったの理由



5つの一時保護所でも・・ 子どもから8割～9割以上高評価 合計431名

- A：とてもよかったです67.5%、まあまあよかったです23.7%、あまりよくなかった0.9%、良くなかった0.9%、無回答7.9%
- B：とてもよかったです60.4%、まあまあよかったです31.5%、あまりよくなかった4.5%、よくなかった1.8%、無回答1.8%
- C：とてもよかったです61.2%、まあまあよかったです29.9%、あまりよくなかった4.5%、無回答4.5%
- D：とてもよかったです67.2%、まあまあよかったです25.4%、あまりよくなかった3.0%、よくなかった1.5%、無回答1.5%
- E：とてもよかったです68.1%、まあまあよかったです26.4%、無回答5.6%
- 5施設：とてもよかったです60.4%～68.1%、まあまあよかったです23.7%～31.5%、あまりよくなかった0.9%～4.5%、良くなかった0.9%～1.8%、無回答1.5%～7.9%

良かったこと　願いが叶ったこと



- ・【願いが叶ったこと】を良かったこととして語る子どもが多くいた（今回調査16コード）ことである。
- ・○「（一時保護所の）友達が怒ると口が悪くなるから,ご飯のときもテーブルの真となりだから,睨まれたり見られたりすると気になるから席を変えてほしいって言って」「アドボケイトに言って,じゃあ先生に言ってみる？って言われたから,アドボケイトに先生に伝えてもらった」「悩みを話して,それを先生に言ったときに改善されたのが,話してよかったなって思った」（Cさん 小学4年）
- ・○「やっぱり話をつけてくださったので.心理士さん福祉司さんに伝えておくって言われて,それでアドボケイトさんからのお手紙でっていう面談もあったので.それとここに来た理由も知れたので.（中略）おかげさまで退所につながることができたので,それに関してはすごく感謝しています」（Dさん 中学1年生）

願いが叶ったこと（続き）



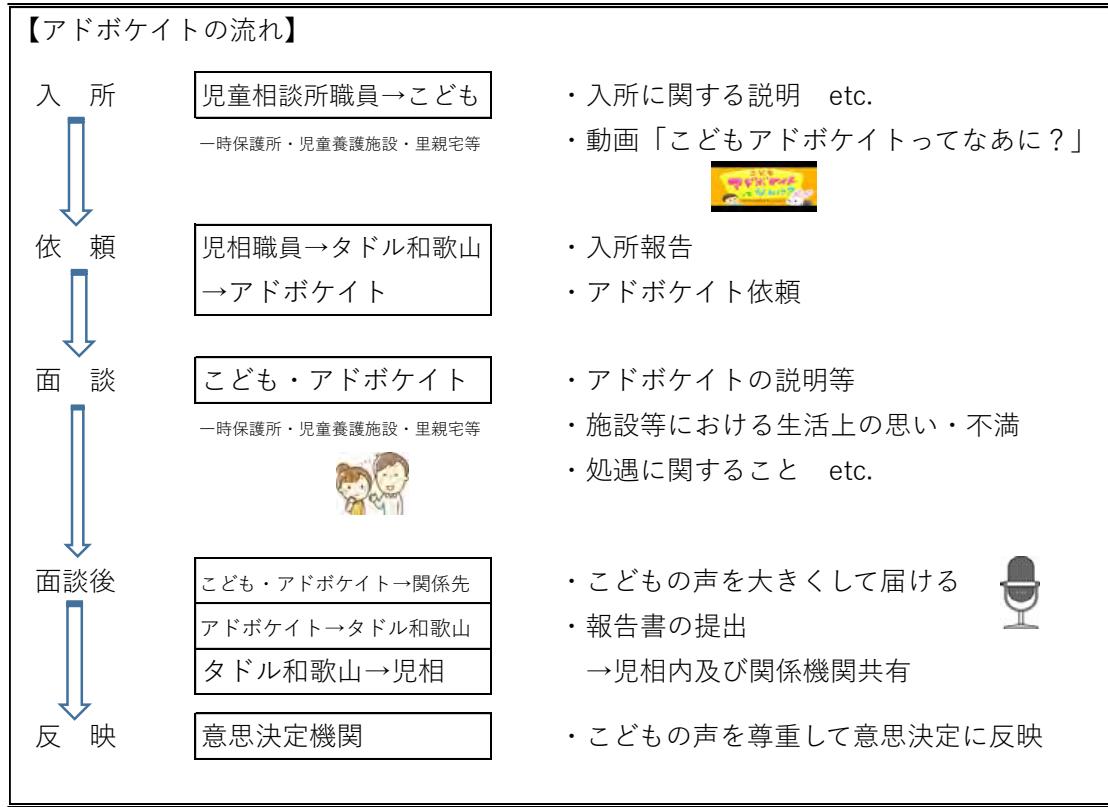
- 「僕が議員の人と話したいって（アドボケイト）に言って話して、最終的には（議会）に行きたいですって、伝えたんですね。**じゃあ行かせてあげるって（児相職員）**に言われて」（Eさん 小学6年生）
- 「**施設は嫌だって言ったらケースワーカーに伝えてくれたらしくて、施設じゃなくなったり**た。「（児童福祉司には）言ってて、それとアドボケイトに伝えたことから、おばあちゃんちでいいよって」（Fさん 中学2年生）
- この評価はアドボケイトが良かったことというだけではなく、子どもの声を受け止め叶えようとした児童相談所側の評価でもある。子どもの声を聴き感情を受け止めるだけではなく、叶えることも子どもは求めていることが改めて認識できる。児童相談所側の対応が重要である。

時間が短い



- ・児童養護施設の生活スペースに訪問するアドボケイトの評価調査（栄留ら 2022）と同様に【時間が短い】という声がほぼ全員の子どもから聞かれた。「ひとつだけあるんですけど、時間が午前までなのが午前までで、話したいときに話せないかもしれないし、時間的にそういうのかな（Eさん 小学6年生）」⇒「平日は授業があるからやっぱり土曜だけで時間ですね」
- ・「順番がないとか、順番が全然回ってこないとか、面接で遅れたとか（Gさん 小学5年）」⇒頻度「（週に）2回。日曜日できたら来てほしい」

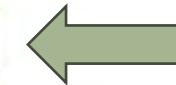
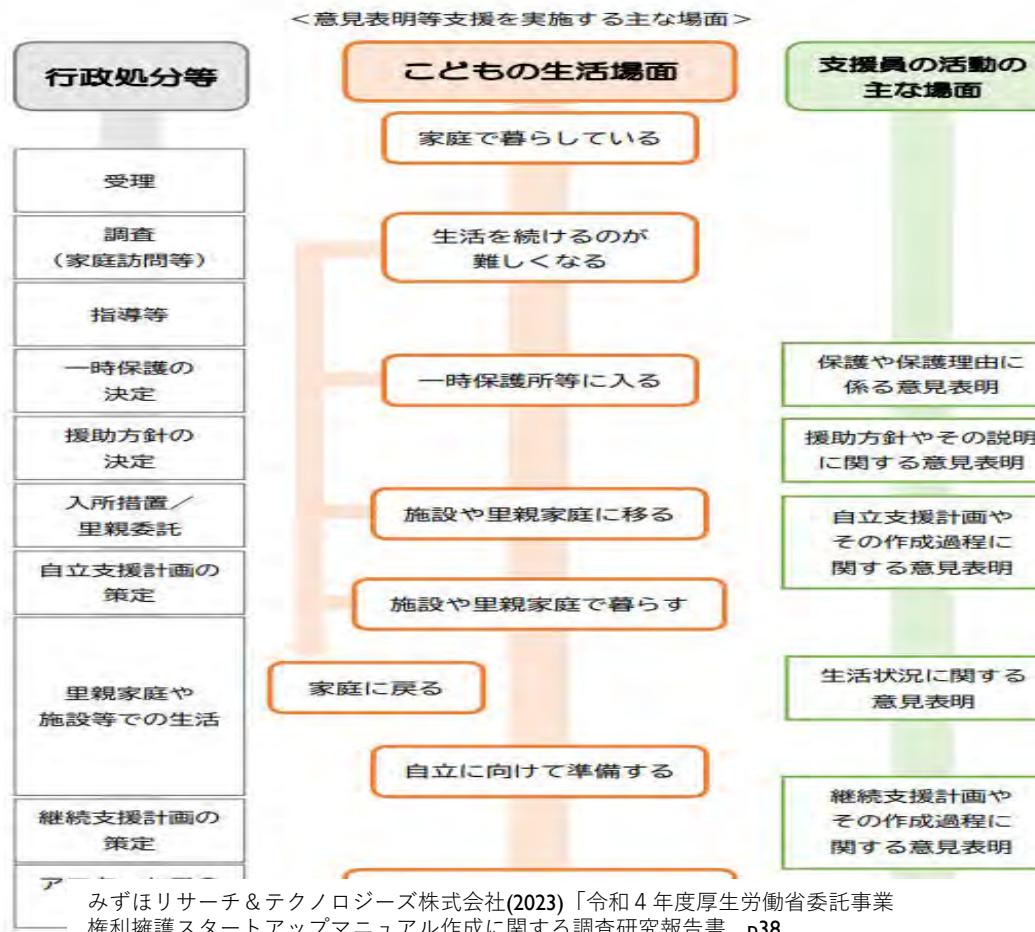
和歌山の場合



和歌山県提供

～栄留里美（2024）コラム

和歌山県の取り組み 一人ひとりにアドボケイトをつける方法とは『子どもアドボカシーQ&A』



権利擁護スタートアップマニュアルにも援助方針やその説明に関する意見表明について記載あり

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」(2019年
度) 報告書をもとに作成

援助方針会議のアドボケイトの活動方法

「①アドボケイトさんに話し、どんなふうに手紙を書くか、一緒に考えてもらう。

(文字だけで書くのがむずかしければ、絵を描く方法もあります!) (子どもへの説明文より)」

アドボケイト 初回対応(70分)

「手紙用の用紙をイラスト入りの物など3種類用意。 どれにするかを選んでもらう。シンプルな緑の枠のものを選ぶ。

用紙に記入する前に別用紙に自分の言いたいことをメモし、文章を作り「読むから聞いて」と読み上げ、気持ちが伝わる言葉と一緒に考え、訂正しながら手紙にしていった。
(続き⇒)



②アドボケイトさんと一緒に、
担当の児童福祉司や児童心理司さんに手紙を渡し、
あなたの気持ちをきちんとわかってもらえるよう、
手紙の内容について説明をする。（子どもへの説明文より）

1週間後 アドボケイト

【最終確認】(30分)

* * 施設の方が良いという

新たな希望があったため手紙に追加記入し、最終確認。

【ワーカーに手紙を渡す】(30分)

本人担当ワーカー、本研究施設側担当ワーカー 3名

手紙を書いた気持ちを本人から、本人の取り組んだ様子を
アドボケイトから説明。手紙を手渡した。

ワーカーからは「しっかり書いてくれたことがわかりました」と感想があった。

ワーカーが退席後、感想を聞くと「少し期待が持てた」と明るい表情になっていた。



③援助方針会議であなたの手紙が読まれる。
そのうえで、援助方針会議で
あなたのこれからのことことが決まる。

(子どもへの説明文より)



注意点： アドボケイトと 意見聴取等措置の違い

- (意見聴取等措置の要件)
- 時点：意見聴取等措置は措置や委託・一時保護等に先立ってあらかじめ実施しなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要す場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、一時保護等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。
- プロセス：措置や委託・一時保護等についてのことをへの説明、ことから意見聴取等を行ったことをもって、意見聴取等措置がとられたこととなる。

引用：みずほリサーチ & テクノロジーズ株式会社(2023)「令和4年度厚生労働省委託事業 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究報告書」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidougyakutai_Revised-Child-WelfareActResearch_01.pdf, 2023.9.25).

説明内容・聴取内容

- 説明内容：以下の事項について説明すべきである。

・児童相談所の役割

- こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
- (一時保護の場合) 一時保護ガイドラインで定められている内容
- (措置や委託の場合) 児童相談所運営指針で定められている内容
- 聴取した意見の取扱い・権利救済の仕組み

- 聴取内容：以下の事項について聴取すべきである。

・措置や委託・一時保護等に対する意見又は意向やその理由

- こども自身の今後に対する希望
- こども自身が置かれている現在の状況についてどのように考えているか
- 親や家族、友人と一時的に離れることについてどのように考えているか

・引用：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社(2023)「令和4年度厚生労働省委託事業 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究報告書」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/basic_page/field_ref_resources/7bbbba95c5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidougyakutai_Revised-Child-WelfareActResearch_01.pdf,2023.9.25).

終わりに（まとめ）

- ・一時保護という形態の意義と課題の両面を理解する
⇒アドボケイト+権利擁護の様々な仕組みが必要
- ・アドボケイトの活動：訪問型・相談型・ひとりひとりつける・援助方針方
それぞれの利点があるため組み合わせが重要
- ・月1回は月に1回はアドボケイトと児相・保護所の検討会
- ・独立性を保つこと 児童相談所の下請けではない
- ・職員養成（子どもの声を受け止める実践演習）
- ・アドボケイトが多くなればその分のSV研修の充実 SVの増加・養成
- ・アドボケイトがつらい話を聞くことも多いため、メンタル面のサポート

詳しく知りたい方

栄留里美（2024）「一時保護所で生活する子どもにとって有効なアドボケイトの実践方法とは何か—子どもへのインタビュー調査から」, 子どもアドボカシー研究第2号, pp41-55.

栄留里美（2024）「一時保護所でアドボケイトを利用した子どもたちはどう感じていますか」など
栄留里美編著『子どもアドボカシーQ&A——30の問い合わせからわかる実践ガイド』明石書店.

